

夫・パートナーからの暴力に関する調査研究と今後の課題

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官
土井真知

1 はじめに

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題で、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題とされている。

女性に対する暴力の中でも、近年、注目されているのが、夫・パートナーからの暴力である。この問題に関しては、本年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された。この法律は、我が国において、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律である。法律では、「配偶者からの暴力」とということで、対象とする被害者の性別に関しては限定していないが、現実には、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合は女性であることから、女性に対する暴力に重点を置いたものとなっている。

2 夫・パートナーからの暴力とは

夫・パートナーからの暴力については、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence, DV)」という言葉で表現されることが多い。前述した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」も、「DV法」と略して報道されていることが多いが、参議院第三特別調査室の仮訳によると「配偶者

からの暴力」は「Spousal Violence」になっており、ドメスティック・バイオレンスではない。

ドメスティック・バイオレンスについては、「ドメスティック・バイオレンス = 夫・パートナーからの暴力」と説明されることも多いが、様々な場面での用語の使われ方を見ると、夫やパートナー等の親密な関係にある男性が女性に振るう暴力のみに限って使用される以外にも、家庭内の児童に対する性的虐待を含めたり、親やその他の親族が子どもに対して振るう暴力等、家庭内すべての暴力を含めたりして使用される場合があるなど、使う人によってその定義は様々というのが現状のようである。内閣府では、これまで夫・パートナーから女性への暴力については「ドメスティック・バイオレンス」という用語は使わず、「夫・パートナーからの暴力」という表現を採用してきたこともあり、本稿でもこの用語を使用する。

3 実態把握の難しさ

日本においては長い間、夫・パートナーからの暴力の被害の深刻な実態は把握されておらず、社会的認識も十分ではなかった。犯罪統計における妻が被害者となった傷害事件・殺人事件の検挙件数や、最高裁判所の統計における妻からの婚姻関係事件の申立ての動機として夫が「暴力をふるう」ことを理由に挙げた妻の数、厚生労働省の婦人相談所・婦人相談員が受けた相談件数などから、夫婦間に

ける暴力の存在が明らかとなっていたが、事柄の性質上被害が潜在する傾向があり、警察や裁判所、公的な相談機関に把握されていない件数は相当数あると予測されていた。

平成11年5月27日の男女共同参画審議会の答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」では、当面の取組課題として「我が国における、女性に対する暴力の実態や、それに対する人々の意識を把握するための調査を実施すること」が挙げられている。この答申を踏まえて実施されたのが「男女間における暴力に関する調査」である。

4 「男女間における暴力に関する調査」の概要

平成11年度に総理府（現内閣府）が行った「男女間における暴力に関する調査」は、我が国における女性に対する暴力に関する初の全国規模の実態調査である。この調査は全国20歳以上の男女4,500人を対象に行われ、3,405人（女性1,773人、男性1,632人）から有効回答を得た。

調査では、夫婦間での暴行のほか、つきまとい行為、痴漢、性的行為の強要について聞いているが、ここでは、夫婦間での暴行、特に夫・パートナーからの暴力に着目して、その概要を紹介する。

（夫婦間暴力と認識される行為）

夫婦（事実婚や別居中を含む。以下同じ）の間で行われたことが暴力にあたるかどうかを11項目について聞いたところ、「どんな場合でも暴力にあたると思う」という回答が過半数を超えたのは、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」（88.9%）、「刃物などを突きつけて、おどす」（86.8%）、「足で蹴る」（76.9%）、「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」（60.0%）、「平手で打つ」（55.8%

%）であった。これに対して、「どんな場合でも暴力にあたると思う」という回答が最も少なかったのは、「大声でどなる」（29.5%）であった。

男女別に見ると、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合の男女差は、差の最も大きい「平手で打つ」で、男性58.5%、女性53.4%と、5.1%の差となっていた。

（夫や妻から暴行等を受けた経験の有無）

現在、夫や妻がいる、または、過去に夫や妻がいたが現在はいないという2,797人に、夫や妻から暴行等を受けた経験の有無を9項目について聞いたところ、「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」経験が一度でもある人は、女性では4.6%（約20人に1人）であるのに對し、男性では0.5%（約200人に1人）であった。また、その他の項目についても、「何を言っても無視され続ける」以外は、女性が男性に比べ、より高い割合になっていた（図1）。

（配偶者の属性）

「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」、「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」、「医師の治療が必要とならない程度の暴行をうける」といった身体的な暴行を行った夫の属性を分析するため、年齢、職業、学歴、収入別に該当者（「現在配偶者がいる、又は過去に配偶者がいた」「過去に現在と異なる配偶者はいない」という条件に該当している女性）と、被害者（配偶者から身体的暴行を受けた女性）とを比較すると、いずれの属性においても該当者と被害者の間で大幅な傾向の違いはみられなかった。つまり、暴行を行った夫・パートナーの学歴、年収などの属性には、特に一定のタイプはなかった。

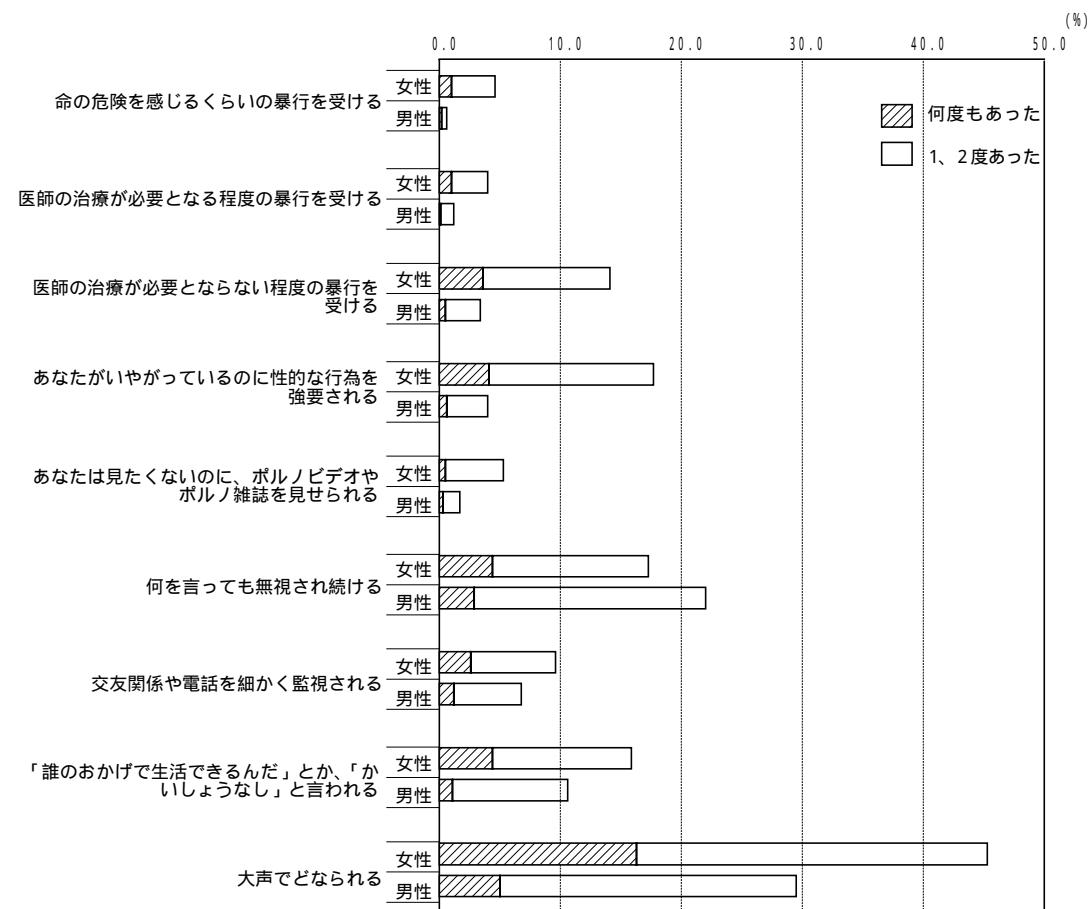
(相談の有無)

実際に暴行を受けた女性のうち、何らかの“相談した”人は54.7%と、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（37.8%）人を上回っているが、その内訳（複数回答）は、「家族に相談した」（54.7%）と「友人・知人に相談した」（34.2%）に集中し、警察などの公的機関をはじめとした相談窓口等へ相談した人は4.0%にすぎず、それぞれの機関に相談した人はいずれも1%以下となっていた（図2）。

(相談しない理由)

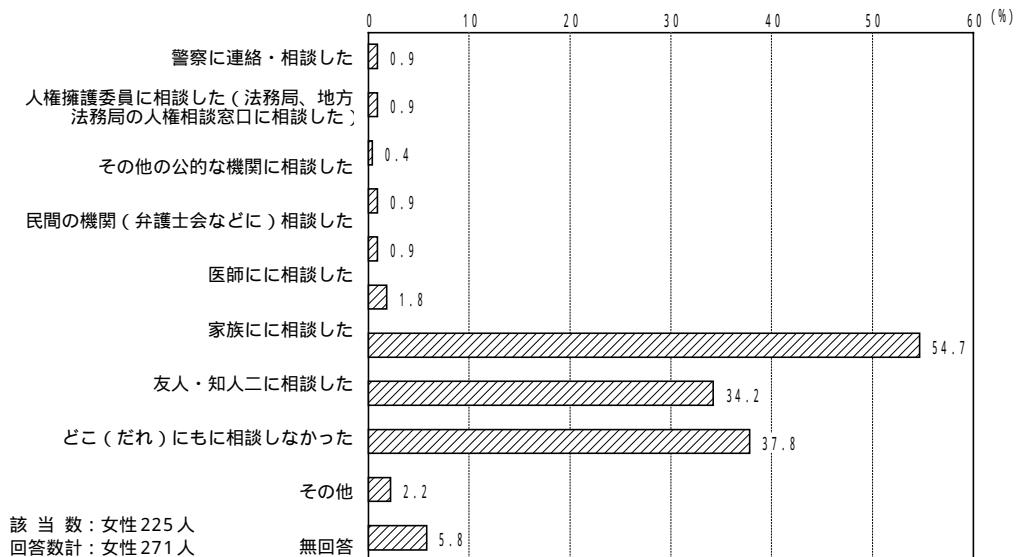
「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した女性は4割近くにもなるが、この理由としては、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」と「自分にも悪いところがあると思ったから」が共に41.2%と最も多くなっており、被害が潜在化していることがわかった（図3）。

図1 夫や妻から暴行等を受けた経験の有無



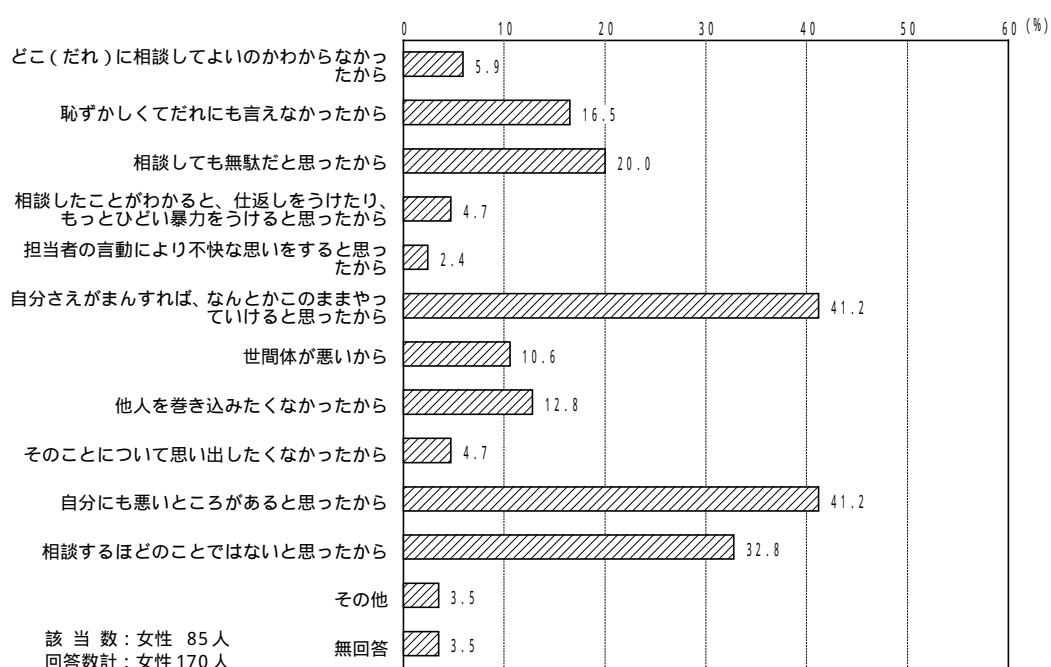
資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

図2 身体的な暴行被害の相談の有無（複数回答）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

図3 身体的な暴行被害の相談しなかった理由（複数回答）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）

5 調査結果が示す問題の潜在性

実態調査によれば、夫・パートナーから身体的暴行を受けた女性のうち40%しか、公的な機関や民間の機関に相談していなかった。このことは、公的な機関や民間の機関によって被害が把握されておらず、潜在していることを意味する。

そもそも暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではない。しかしながら、夫・パートナーからの暴力については、被害が潜在しており、公的な対応が十分になされてこなかった現状があることから、夫・パートナーからの暴力を防止し、被害者を保護するための体制整備が急務であるという認識のもと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立した。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「法律」と言う。）」は平成13年4月13日に公布され、一部を除いて本年10月13日に施行された。法律は「参議院共生社会に関する調査会」から提出された、いわゆる議員立法によるものである。配偶者からの暴力とあるように、夫から妻に対する暴力だけでなく、妻から夫に対する暴力も対象としているが、現状として問題となっているのは女性に対する暴力であるため、法律の前文で、配偶者からの暴力の被害者の多くは女性であり、このことが男女平等の実現の妨げとなっていることを盛り込み、女性に対する暴力に重点を置いていることを示している。

配偶者からの暴力については、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害

を及ぼすもの」と定義している。

法律が制定されたことで注目されているのが、法律で規定された配偶者暴力相談支援センター、医療関係者による通報、保護命令、職務関係者に対する研修、調査研究の推進等である。

（配偶者暴力相談支援センター）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、法律では、都道府県は婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下、「支援センター」と言う。）の機能を果たすようにすることとなっている（この部分の施行は平成14年4月1日）。支援センターでは、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力の被害者も対象としている。業務としては、相談及び相談機関の紹介、医学的又は心理的な指導その他の必要な指導、

被害者及びその同伴家族の一時保護、自立して生活することを促進するための情報の提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報の提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供その他の援助を行うこととしている。

（医療関係者による通報）

法律では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、支援センター又は警察官に通報するよう努めることも規定された。医師等の医療関係者は刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律があるが、今回の法律で、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる被害者を発見したときは、守秘義務違反に問われることなく、支援センター又は警察官に通報できることとなった。通報に際しては、被害者の意思を尊重することが前提となる。

(保護命令)

保護命令とは、被害者が更なる配偶者からの暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すために発する命令で、接近禁止命令と退去命令がある。接近禁止命令は、加害者が被害者の身辺につきまとい、住居、勤務先等の付近をはいかいすることを六月間禁止する命令であり、退去命令は、加害者が被害者と共に生活の本拠としている住居から二週間、退去させる命令である。命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑罰が科されることとなる。

この保護命令の制度においては、申立書中に支援センターの職員又は警察職員に相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実について記載がある場合には、裁判所がこれらに対し、相談内容等を記載した書面の提出を求めるものとするなど、裁判の資料が速やかに整えられるようにし、迅速な裁判に資するための工夫がなされている。支援センターの職員や警察職員に相談等を求めた事実がない場合は、公証人の面前で宣誓の上、認証を受けた書面を申立書に添付することとなっている。

(職務関係者に対する研修)

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。職務関係者の対応によっては、被害者が二次被害を受けることもあり、研修は重要である。法律では、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し必要な研修及び啓発を行うこ

とが規定されている。

(調査研究の推進等)

法律では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進等に努めることとなっている。

7 今後の調査研究に向けて

法律も施行され、配偶者からの暴力に関する調査研究は、今後ますます重要になってくると思われる。法律に挙げられた調査研究以外にも、平成12年12月に策定された「男女共同参画基本計画」にあるように、女性に対する暴力について的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的な実態把握を行うことも重要である。

先に紹介した平成11年度「男女間における暴力に関する調査」は、夫・パートナーからの暴力の実態を明らかにしたが、一方で、暴力がどのような状況でふるわれているかや、暴力が女性の心身にどのような影響を与えるかについては明らかにされていない。「命の危険を感じるくらいの暴行」という項目についても、どのような暴行を受けて命の危険を感じたのかは不明である。また、相談しない理由として挙がっている「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていいと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」ということについても、なぜ被害者がこのように思うのかという点については明らかにされていない。

そのため、総理府（平成13年1月からは内閣府）では、平成12年度に「配偶者等からの暴力に関する事例調査」として、平成11年度

の調査をさらに深めるために、夫・パートナーから暴力を受けた経験を有する女性を対象に、調査員による個別面接聴取法にて実態調査を行った。この調査では、暴力を受けたときの状況やその背景について、直接、当事者から聞き取ることにより、夫・パートナーからの暴力の全体像を多面的かつ包括的に把握し、暴力根絶のための今後の施策作りに役立てることを目的とした。この結果を基に、暴力被害の実態やその影響、被害が潜在する理由、加害者の実像、求められる支援体制などについて考察することとしている。この調査では、平成11年度「男女間における暴力に関する調査」で挙げられた「命の危険を感じるくらいの暴行」についての具体例を示し、また「自分がまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」と思うようになる被害者の心理についてもその構造の一端を考察することとしている。

8 おわりに

夫・パートナーからの暴力を含む、女性に対する暴力に関する取組については、まだまだ不十分な点が多いと言われている。夫・パートナーからの暴力の防止のためには、人々の理解を深めるための教育及び広報・啓発が重要である。教育及び広報・啓発の際には、夫・パートナーからの暴力の実態を把握した調査研究の結果を活用することにより、これらのことことがごく一部の人の問題ではなく、多くの人にかかわる問題であることを明らかにしていくことが有効である。女性に対する暴力は、犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を、さらに広く社会に徹底するためにも、今後も調査研究を推進し、的確な施策の実現のため、一層の努力をしていく必要があると考えている。